共同保有者のEDINETコード取得の手順

- □ 共同保有者がいる場合、大量保有報告書の提出には、共同保有者の方もEDINETコードを取得する必要があります。
- ➤ ご自身のEDINETコードと同時に取得する場合

共同保有者のEDINETコードは、ご自身のEDINETコードと同時に取得できます。

共同保有者にEDINETコードの取得の有無をご確認いただき、取得していない場合には、「電子開示システム届出」の郵送前に、お住まいの住所又は本店所在地を所管する管轄財務(支)局等(別ファイル「証券監査官部門連絡先」ご参照、非居住者及び外国会社は関東財務局)に、電話でご一報下さい。その上で、下記①~③の情報を「電子開示システム届出書」と併せてご提出下さい。

※別途メールで提出することも可能です。

「EDINET届出完了通知書」とともに、共同保有者のEDINETコードも通知します。

- ①共同保有者の提出者種別(「個人」、「個人(外国)」、「その他内国」、「その他外国」のうちいずれか)
- ②共同保有者の名称(ヨミガナを含む)
- ③共同保有者の生年月日(個人の場合)又は設立日(法人の場合)
- ▶ 共同保有者のEDINETコードのみ取得する場合

既にEDINETコードを取得している方が、共同保有者のEDINETコードを取得する場合には、お住まいの住所又は・本店所在地を所管する管轄財務(支)局等に、電話でご一報の上、上記①~③に加え、以下の④~⑥の情報を電子メール又は郵送(返信用封筒(※84円切手貼付)を同封)にてご提出下さい。

- ④ご自身の氏名
- ⑤ご自身の連絡先(電話番号)
- ⑥ご自身のEDINETコード